

『国際社会における我が国のエボラ出血熱対策に関する提言』

平成26年11月13日
自由民主党

今般のエボラ出血熱の流行は国際社会の平和と安全に対する脅威であり、これへの対応は、グローバル化が進む今日、日本国民の健康及び安全にも直結する極めて重要な問題である。

まずは、緊急フェーズでの対応が急務であるが、こうした事態に至った主な要因が、流行国における脆弱なプライマリー・ヘルス・ケア（PHC）であることを踏まえ、各国に対する人道支援及び中長期的な保健システム強化につながる支援を行っていくことも重要となっている。

我が国は従来より、すべての人が利用可能で強靱な保健システムの構築を目指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を推進してきており、責任ある国際社会の一員として、人間の安全保障実現の観点から積極的な貢献を行っていくべきである。

今般、現下のエボラ出血熱への対応及び今後の同様の感染症の流行に対し、党として以下の対策が必要と考え、ここに提言する。

一 短期的課題

（1）これまでの支援実績

本年4月以来、我が国は緊急フェーズのエボラ出血熱対応として、国際機関を通じた資金協力、個人防護具を含む緊急援助物資の供与に加え、WHOの枠組みの下、我が国の専門家の派遣（国際緊急援助隊法により旅費等派遣費用の一部を負担する形で人的貢献）を実施してきている（これまで総額約1億4,500万ドルの資金支援や個人防護具約50万セットの供与等を表明。WHOの枠組みを通じて延べ6名の専門家を派遣。さらに、周辺国において、JICAの技術協力の枠組みを活用した協力を展開）。

（2）専門家の派遣

今後、このアレンジメントに従い、外務省及び厚生労働省は、国内のエボラ出血熱対応に負の影響を与えることを回避しつつ、できる限り長期間、かつ継続的に専門家派遣が可能となるよう努める。特に厚生労働省は、WHOに提示する派遣候補者のリストに掲載する我が国専門家の発掘をより積極的に行うべきである。

また、派遣の際には、医療従事者の安全性が確実に確保される個人防護具の着用を徹底することや、派遣のための研修を継続的に実施する等、医療従事者の安全に最大限配慮することが必要である。

(3) 保健サービスの回復

エボラ出血熱の治療及び拡大阻止のための緊急的対応を行うとともに、エボラ出血熱の影響により他の感染症の拡大・流行が招かれぬよう、被災国の打撃を受けた基礎的な保健サービス等の回復への支援を、中長期的な保健システム強化へのつながりを視野に入れつつ、国際社会と協調して実施すべきである。

(4) 科学的根拠に基づく水際措置

エボラ出血熱の脅威を取り除くためには西アフリカで終息させる必要があるとの認識に立って、上述の支援を積極的に行うとともに、国内流入を防ぐため最大限の水際措置を引き続き実施する。その際、感染国を孤立させ、流行拡大を招くことのないよう、科学的根拠に基づかない渡航制限を設けないよう呼びかけるとともに、風評や誤解等に基づく過度な対応を防ぐべく、エボラ出血熱に対する正しい理解を促進する。

(5) 緊急搬送

現地で活躍する日本の医療従事者や援助関係者は我が国として誇りとすべき存在である。そのような方々に感染の可能性が生じた場合には、自衛隊輸送機の活用を含め、あらゆる手段を講じて、ただちに本邦に緊急搬送できるよう早急に体制を整えるべきである。

(6) B S L 4 施設の稼働

国内体制については、感染症法に基づく特定感染症指定医療機関等を整備し、実際に患者対応にあたる可能性の高い医療従事者等に対して研修を行う等、体制の強化を行っている。しかし、感染症について万全の対策を講じるためには、周辺への安全配慮の下、バイオセーフティレベル（B S L）4施設を確保し、稼働させることは喫緊の課題であり、速やかに実施する必要がある。

(7) 住民理解の促進

B S L 4 の稼働に際しては、近隣住民が不安を抱くことも事実であり、その心情にも十分配慮することが重要である。厚生労働省は、感染症の発生動向や施設の重要性を説明する等、地元関係者の理解促進に一層努める必要がある。

二 中期的課題

(1) 主要国等との連携

今回のエボラ出血熱の流行のような感染症危機に対応するため、我が国が緊急援助隊等の支援チームを派遣するためには、様々な環境整備が必要である。現在、リベリア、ギニア、シエラレオネといった主要感染国に対しては、それぞれ米、仏、英や国際機関が中心となり、医療従事者や支援チームが派

遣されている。我が国としても、必要な環境整備が整うまでの間は、これらの国・国際機関との連携を強化し、支援の効果を向上させるのみならず、こうした連携を通じて我が国において将来あるべき体制を検討する上で必要なノウハウを獲得するよう、努めるべきである。

(2) 日米協力の推進

特に米国については、国際開発庁（USAID）と米軍との連携が緊密に行われているが、我が国としては、国際協力機構（JICA）及び自衛隊含む国際緊急体制の強化を図る上で、米国等も十分に参考にしつつ、わが国としての体制を整備するとともに、日米協力の推進の観点からも米国と十分に連携していくべきである。

(3) 援助物資の適時、的確な供与体制

今回のエボラ出血熱の流行については、個人防護具への需要が高まった。今後、同様な感染症が発生する場合、感染症の発生からその拡大の過程を注視し、必要な援助物資を適時、的確に供与できるよう、より適切な調達、備蓄、輸送体制も構築すべきである。

三 長期的課題

(1) UHCの推進

我が国政府としては、これまで政府・JICAなどが実施してきた長年の資金協力・技術協力を十分に活用しながら、引き続きUHCを推進し、途上国における栄養状態の改善、啓発活動、予防接種等も含め、PHCを重視した保健システムの強化のため必要な支援を行い、将来、エボラ出血熱と同様な感染症の流行の拡大を防ぐよう最大限の努力をすべきである。

(2) 人的支援の意義

将来、海外においてエボラ出血熱と同様な感染症の流行が発生する場合に、我が国がより積極的に国外での感染症の流行への対応、とりわけ人的支援を行うことは、知見・経験の蓄積を通じて、バイオセーフティ、バイオセキュリティ両面での能力強化、そして国民の安全に資することも踏まえ、外務省・厚生労働省・防衛省等の関係省庁は相互の協力を強化し、関係省庁や関係機関が緊密に連携して取り組むための体制を確立すべきである。

(3) 態勢能力の拡充

現在、我が国が自衛隊を含め国際緊急援助隊を組織し、海外での大規模な感染症の流行に対処することは現行法においても可能であるが、我が国の要員が感染症に罹患することなく、アフリカ等の遠隔地に於いて安全に自己完結的な活動を行うためには、現状の態勢は不十分であり、政府としては、長期的な安定した多人数の専門家派遣も視野に入れ、今後、感染症危機に対処可能な人材の育成、自衛隊の衛生能力の向上を含め、感染症のリスクのある

遠隔地においても有意義な活動をするための知見、能力を蓄積し、十分な財源確保をしていく必要がある。

(4) 官民の人材育成

以上に関し、我が国政府は、感染症危機管理に従事する官民の人材を広く養成し、国際貢献と同時に、国内における感染症危機に対処する体制を整備するべきである。

(5) B S L 4 施設の整備

また、B S L 4 施設については、国立感染症研究所村山庁舎の B S L 4 が稼働したとしても、国内に 1 か所しか存在しない現状を踏まえ、エボラ出血熱等の感染症に対する危機管理の観点から、国内で複数箇所の B S L 4 施設を整備することが必要である。

以上